

2007

第9号

平成19年4月1日発行

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会報

ケアマネちゃんぽん

発行責任者：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局 協議会事務局住所：〒852-8065 長崎市横尾三丁目26-1
 TEL095-856-6001・095-814-6688 FAX095-856-6002 E-mail:fujimoto-h@heisei-kai.or.jp

改革介護保険制度を考える

長崎市介護支援専門員事業者協議会
 会長 大関 政昭



平成18年度に施行されました、介護保険制度の大幅な見直しについて介護支援専門員の中から、様々な報告と意見が聞かれます。私の考えも入れて書かせていただきます。

介護保険制度の予防重視型システムの転換により、新たなサービス体系を確立し、グループホームなどは地域密着型サービスと位置づけ、その指定も保険者が行い地域性を強くしました。

新たなサービス体系に改革介護保険の目玉として新予防給付の創設が上げられます。

そのマネジメントに地域包括支援センターを設置しました。しかしながら厚生労働省の当初から示している、生活圏域に一箇所の設置はできず、結果的に12箇所の地域包括支援センターの委託となりました。地域包括支援センターと介護支援専門員との濃密な係わりを期待するものの、介護予防計画作成の再委託の枠決めを厚生労働省が18年9月までは経過措置として無制限としていましたが、全国的な視点でも相当の時間を要するとの判断からその枠決めを19年3月末まで、それ以降は介護支援専門員のプラン作成の枠は8件と当初示した件数に絞り込んでいます。長崎市からの介護支援専門員に対しての再度の協力依頼もありましたが、現状では問題の解決となっていません。プラン作成が複雑で時間がかかり、訪問回数も多く、地域包括支援センターとの打ち合わせも頻繁で有るにもかかわらず報酬が安く、採算が取れない仕事に手を出したくないと考えるのが常道です。介護保険制度が施行され、常に制度の存続は介護支援専門員にかかっていると言われながらも、居宅介護支援事業者の収益の蓄積はわずかばかりか、赤字経営でギリギリの状態が原因になっていることも重要な要素だと思います。独立した居宅介護支援事業者の経営が成り立つ介護報酬単価にやっと今年成りましたが、集中減算などもあり引き続き収益率は厳しい経営内容と思います。

2015年、2025年に的を絞り、新予防給付がその威力を発揮するのも、早く介護予防プラン作成の手順がスムーズに進む事を望みます。

安心して歳をとれる社会、年寄りが生きがいと希望を持って生活できる普通の社会が、完全構築する為にケアマネに対する期待は引き続き大きいと思います。

全力で走れば息切れしますが、時々休みながら目標に向かってご尽力いただきますようお願い申し上げて、会員の皆さまへのご挨拶とします。

も

<

じ

- ・特集 福祉用具の現状と課題 P 2
- ・ケアマネかわら版 P 3
- ・その他 P 4

特集 介護保険改正と その影響について

(社)日本福祉用具供給協会
九州・沖縄支部
長崎県ブロック長 海田 尚広

日頃より福祉用具へのご理解とその普及にご尽力頂いております事に、深く感謝申し上げます。
さる平成18年4月施行の改正介護保険法による利用者への影響について、福祉用具の分野から、改正までの経緯と現状の問題点をもとに考えて見たいと思います。

主な経緯を振り返りますと、

平成12年4月	介護保険法施行
平成15年4月～翌7月	社会保障審議会介護保険部会で審議 ¹⁾
平成16年6月17日	福祉用具選定の判断基準発表、全国担当課長へ通達
平成18年1月26日	課長会議介護報酬の決定
平成18年3月1日	改正通達 ²⁾
平成18年4月1日	改正介護保険法施行
平成18年8月14日	事務連絡「福祉用具貸与費（中略）の取扱い等について」 ³⁾
平成18年9月30日	法改正における軽度者に対する経過措置期間の終了 ⁴⁾
平成18年11月2日	厚労省による「軽度者に係る福祉用具貸与の取扱い及び利用事例の調査」 ⁵⁾

以下、私見ではありますが、¹⁾ここで「軽度者の特殊寝台利用は廃用症候群の発生を促す」との意見が出されたように聞きましたが、論拠はなかったかと思います。²⁾意図が十分伝わらず、軽度者に対する貸し剥がしとも言える内容と受取られました。³⁾事務連絡の「例外に該当」への注釈文により、その基本調査の内容と認定調査外の判断基準（「認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断」等）が説明されました。⁴⁾「4月1日前に貸与を受けていたもの」はすべて、「認定の有効期間又は契約期間が終了した場合であっても9月30日までは貸与を受けることが可能」だったはずです。⁵⁾軽度者への利用基準の厳格化のための判断基準が、貸与の過剰な抑制となり、適正ではなかったのでは？との意見に基づいての調査のようです。

今回の改正もしくは見直し通知・事務連絡に期待しながらも、現段階までの事例に私見を添えながら福祉用具に焦点を当てていくつか挙げてみたいと思います。

ケース① 両大腿骨遠位端（膝関節上）切断、自立した生活への意欲が無く自立度C、要介護3、特殊寝台貸与継続。

ケース② 両大腿骨遠位端（膝関節上）切断、自立した生活レベルが高くベッドから車いすへ一人で移乗し自立度A、要介護1。特殊寝台、自走式車いす貸与が、基本調査「2-2 起き上がり」「2-1 寝返り」とも「2. 何かにつかまればできる」のため不可となり、やむなく自費購入。

*どちらが介護保険の目的の「自立支援」に沿った制度利用と言えるでしょうか？

ケース③ 脳出血後遺症により、量からの立ち上がりにも何度か転倒しトイレに間に合わない。要介護1。移動リフトのうち「起立補助機能付の椅子」の貸与が、基本調査「3-1 立ち上がり」で「2. 何かにつかまればできる」のため不可と判断された。

*判断基準の「いずれか」の「移乗が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」が必要」（基本調査「2-6 移乗」の結果）に該当していれば貸与の対象となるはずですが、移乗とは、「量からポータブルトイレ」などのほか、「ベッドから車いすへ」などの水平移動の行為のみを判断するものではないので、これは判断基準の不徹底が起因していると考えます。

ケース④ 脳梗塞により右上下肢麻痺、自宅内ではつかまり歩行可。屋外では自力で歩いて行けず、通院と日々の買い物等は介助が必要。要介護1。車いすの貸与が、基本調査「2-5 歩行」で「2. 何かにつかまればできる」のため不可と判断された。

*判断基準の「いずれか」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当すると考えられます。利用者個々の状態及び生活環境等も勘案し、必要性を検討することが出来ると思います。これも判断基準の不徹底が起因していると考えます。

そのほか、特殊寝台では、関節リウマチ・変形性脊椎症等の疼痛・腎疾患の人工透析後の日内・日差変動、円背・骨粗鬆症による常時背上げ挙上、喘息・慢性気管支炎・気管切開による痰吸引酸素吸入・在宅酸素利用・肺気腫による発作時等の背上げ挙上、心疾患等による下肢の浮腫に対する脚上げ挙上等々、基本調査「2-2 起き上がり」「2-1 寝返り」とも「3. できない」に該当してなくとも軽度者への貸与が認められて欲しいと思います。特に介護保険で言う、状態の変化に対応でき得る「貸与」が望ましいのではないのでしょうか？

福祉用具の貸与は「目的」ではなく「手段」とあるといえます。

「目的」はあくまでも、利用者の自立支援と介護負担の軽減による、その人らしい生活の継続性です。

また、その目的をかなえる為の福祉用具の導入に当たっては、問題点と解決方法の共有化、チームアプローチの必要条件であるアセスメントが不可欠です。ケアマネジメントプロセスへの積極的関与のために皆様方と、更に協働させてください。私共としましては、福祉用具専門相談員の資質の向上、他機関との連携強化、フォローアップのシステム作りが課題である、と思っております。

最後に、当協会で作製しました「福祉用具利用効果評価スケール」を紹介します。

「福祉用具利用効果評価スケール」は、福祉用具事業者から、ケアマネジャー、リハ専門職、他のサービス事業者とのコミュニケーションと情報共有を促進し、サービス担当者会議の効率と効果を高めることによって、福祉用具の使用目的、効果を明らかにし、利用者に対する福祉用具サービスの質の向上を図ることを目的とし、実際の業務で使うためのツールとして開発されました。

「福祉用具利用効果評価スケール」につきましては、当協会会員事業者にお問合せください。

長崎県ブロック会員事業者一覧

<http://www.fukushiyogu.or.jp/sta42.html>

筆者紹介

昭和58年福祉用具総合メーカーに入社、平成元年退社し佐世保市で創業。(有)アイフルケア代表取締役。
資格：ケアマネジャー、福祉用具専門相談員、ホームヘルパー2級、福祉住環境コーディネーター2級

ケアマネかわら版

ひたすら努力

一日はあっという間。一年はこれまたあっという間に過ぎていってしまいます。私がサービス提供責任者として仕事を始めて早や一年……。現場だけの仕事ばかりしてきて、何をどうしてよいのか迷う日々であります。右も左も分からず、少し分かって一歩進んだかと思えばこれまた三歩くらい下がってしまうという次第です。

毎日毎日が苦難の日々ですが、少しずつながら分かってきたように思っていた矢先、今年の4月の改正。これまた老いた頭、そして体にはたいへんこたえる次第です。この改正、サービスが必要な人にどれだけのサービスが提供されているのだろう。どこを目安に決めているのだろう??????? 試験を受けるように一発勝負の如くその人の要介護度が決まってしまう。一瞬でその人の何が分かるんだろうと思うばかりです。

しかし、そうばかりは言っておられません。私たちは私たちができる事で利用者さんと一緒に頑張っていき、皆さんにいつまでもお元気でいてもらいたいと思います。利用者の方が「とても助かる。本当に良かった」と言われれば、この仕事をして良かったなあと思います。まだまだこれから失敗ばかりするかもしれませんが、頑張っていこうと思っています。
(迷えるサービス提供責任者)

ケアマネになって

長い間室内での仕事だったのが、ケアマネになって一年。外を歩くことが増え、五感で季節を感じるようになりました。春は桜を見て、夏は田んぼの青々と育った稲、今はキンモクセイの香りを楽しんでいます。

さて、本題のケアマネ。試験に受かって、実務研修を受けたから業務ができるわけではないという事を痛感。何もかもがわからず、今まで培ってきた経験で少なからず持っていた自信も音をたてて崩れていきました。しかし、落ち込んでいる暇もなく、制度改革でまた勉強。事業所の先輩、仲間に支えられ、何とか今を頑張っています。一人一人のご利用者に誠意を持ち、玄関では笑顔で挨拶を心がけ、信頼されるケアマネにならなくてはと思います。

私の脳の中に介護保険制度すべてが入っていて、どんな要望や質問にもスラスラ答える自分を夢見て……。そのためには、まだまだ勉強が必要です。これから寒い冬がきます。冷え性の私には辛い季節がやってきますが、心と体の健康には気をつけてご利用者のお宅を訪問しようと思います。

(匿名希望のケアマネ)

がんばります…!!

夏の暑さが影をひそめ、北風が身にしみる冬が近づいてきました。介護保険がめまぐるしく変化していく中、1人でも多くの利用者を確保するため、私たち通所系のサービス合戦はヒートアップ！利用者にとって良いサービスであれば何も言うことは無いが……。

ぐるっと周りを見回せば通所系の事業所がところ狭しと並んでいる。その中で行われていることは、自立支援どころか未だ変わらぬ至れり尽くせりのサービス合戦。生き残っていくためには仕方がないのかなと思いながらも、まわりの仲間と「これでいいのか……！」と熱い意見を交わしつつ、自問自答??の日々を送っています。

そんなこんなの状況ですが、1人でも多くの利用者が心の底から笑って過ごせる日々のために、私たちができる限りのお手伝いをしていきたいと思っています。

(匿名希望のがんばる！おじさんより)

※この「ケアマネかわら版」は掲載希望のコメントを募集しています。言わせて欲しい！等、記事内容への賞賛、反論、何でも結構です。掲載希望の方は事務局までご連絡下さい。

こころ満たすあたたかいふれあい。

平成会

●通所介護・プライエム横尾

長崎市横尾3丁目26番1号 ☎095-856-6511
(介護老人福祉施設・プライエム横尾)

●訪問入浴ステーション・横尾

長崎市滑石3丁目5番34 ☎095-855-0054
(サテライトケア滑石)

●通所介護滑石

長崎市滑石6丁目4番3号 ☎095-856-2940
(多機能福祉施設・ユアライフ滑石)

介護老人保健施設

き ぼう かん

ダイヤランド 崎望館

●入所 ●デイケア ●ショートステイ

介護老人保健施設 ダイヤランド崎望館 医療法人 蘭佑会

〒850-0963 長崎市ダイヤランド3丁目31番3号

☎095-879-7878

社会福祉法人 春風会

特別養護老人ホーム 青葉苑

〒850-0952 長崎市戸町4丁目7番17号

TEL (095) 898-5557

FAX (095) 898-5536

心のふれあいを大切にお世話いたします。
社会福祉法人 朋永会



びわの園



☎836-2800

長崎市茂木町2222番地

- 特別養護老人ホーム ●居宅介護支援事務所
- デイサービス ●短期入所
- ホームヘルパー派遣 ●配食サービス

●ケアハウスびわの園 ☎834-6030

茂木町51番地1

介護用品・福祉機器 販売・レンタル
医療機器 販売



株式会社

コーセイメディカル

〒852-8132 長崎市扇町10-9

☎095-842-4371

FAX 845-2823

編集
後記

昨年は、介護保険制度の大きな転換の年となりました。情報公開、適正化政策など事業所の整備、新予防給付ケアマネジメント、地域包括支援センターとの関わりなどを紙面に取り上げてきました。1年を経過する中で、福祉用具貸与については、見直しが行われるようです。利用者の方々の自立支援に少しでもいい方向へ向かって欲しいと思わずにはいられません。

皆さんと共に歩んだ「ケアマネちゃんぽん」は今号で9号となりました。編集委員長を中心に編集委員一同これからも皆さんへ「なるほど!!」というような紙面作りに頑張りたいと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

上戸町病院ケアプランセンター 築城 文子

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	吉野 紀子(上戸町病院ケアプランセンター)
		大町 由里(さんわケアプランセンター)
中央	狩生 賢一 (元船光タクシー)	林 尚雄(古賀の里)
		小林 敏子(長崎県看護協会ケアプランセンター)
北部	大関 政昭 (プライエム横尾)	高橋 律子(ダイヤモンドスタッフ)
		橋本 美保(ケアプランセンターひまわり)
		吉川 光義(光風台病院)

編集委員会

委員長：川副 巧成(リエゾン長崎)
委員：濱崎 克裕(にしきの里)
林 尚雄(古賀の里)
吉川 光義(光風台病院)
築城 文子(大浦診療所)
松元 公博(ケアプラン工房よかとこ)